

令和6年度版
(令和5年度実績)

東御市の国保

東御市国民健康保険

目 次

| | | | |
|---|-------------------------|----|-----|
| 1 | 制度の沿革----- | 1 | ページ |
| 2 | 事務機構及び事務分掌（抜粋）----- | 5 | 〃 |
| 3 | 国民健康保険運営協議会----- | 6 | 〃 |
| 4 | 被保険者の状況----- | 8 | 〃 |
| 5 | 財政状況----- | 11 | 〃 |
| 6 | 国民健康保険税の状況----- | 16 | 〃 |
| 7 | 保険給付の状況----- | 23 | 〃 |
| 8 | その他（1レセプト当たり総医療費等）----- | 27 | 〃 |
| 9 | 保健事業の状況----- | 28 | 〃 |

1 制度の沿革

平成 合併により小県郡東部町及び北佐久郡北御牧村の事業を引き継ぐ

16.4.1 合併に伴う不均一課税の実施

| | | | | |
|------------|----------|-----------|--------------|--------------|
| 東部地区 (医療) | 所得割 5.7% | 資産割 36.0% | 均等割 18,000 円 | 平等割 19,000 円 |
| 北御牧地区 (医療) | 所得割 4.6% | 資産割 40.0% | 均等割 18,000 円 | 平等割 22,500 円 |
| 東部地区 (介護) | 所得割 0.8% | 資産割 3.5% | 均等割 3,500 円 | 平等割 3,600 円 |
| 北御牧地区 (介護) | 所得割 0.9% | 資産割 なし | 均等割 5,800 円 | 平等割 3,600 円 |

17.4.1 税率改定 (不均一課税を統一)

(医療) 所得割 6.1% 資産割 33.0% 均等割 18,000 円 平等割 19,000 円

(介護) 所得割 1.1% 資産割 3.5% 均等割 4,000 円 平等割 4,000 円

三位一体の改革に伴う「県財政調整交付金」の創設により、国庫負担金等の段階的な改定 (現行: 定率国庫負担 40%、国財政調整交付金 10%)

平成 17 年度 定率国庫負担 36%、国財政調整交付金 9% (普通 7%)、県財政調整交付金 5% (普通 4%)

平成 18 年度 定率国庫負担 34%、国財政調整交付金 9% (普通 7%)、県財政調整交付金 7% (普通 6%)

18.4.1 国保税 (介護分) 課税限度額の引き上げ 80 千円⇒90 千円

入院時食事療養費の標準負担額改定 (1 食あたり 260 円)

18.10.1 高額療養費自己負担限度額の改定

一般 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%

上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1%

70 歳以上一般 44,400 円 (入院 + 外来)

〃 上位所得者 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% (入院 + 外来)

70 歳以上の現役並所得者の一部負担金割合改定 (現行 2 割⇒改正後 3 割)

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額改定 (現行 10,000 円⇒改正後 20,000 円)

療養病床に入院する高齢者について、食費・居住費の負担の見直し

出産育児一時金支給額の引き上げ (現行 300,000 円⇒改正後 350,000 円)

18.12.1 出産育児一時金受取代理制度の導入

19.4.1 税率改定 (介護分のみ)

(介護) 所得割 2.1% 資産割 4.5% 均等割 6,500 円 平等割 6,000 円

国保税 (医療分) 課税限度額の引き上げ 現行 530 千円⇒改正後 560 千円

70 歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化

20.4.1 税率改定 (医療分の改定及び後期高齢者支援金分の創設)

(医療) 所得割 5.5% 資産割 29.0% 均等割 16,500 円 平等割 17,500 円

限度額 47 万円

(支援) 所得割 2.3% 資産割 9.4% 均等割 6,000 円 平等割 6,000 円

限度額 12 万円

乳幼児に対する一部負担金軽減 (2 割負担) の対象年齢の引き上げ (現行 3 歳未満⇒改正後義務教育就学前)

葬祭費支給額の引き上げ (現行 30,000 円⇒改正後 50,000 円)

保険者に対して特定健康診査及び特定保健指導が義務付けられる。

療養病床に入院する食費・居住費の負担対象者年齢の引下げ (現行 70 歳⇒改正後 65 歳)

後期高齢者医療制度及び前期高齢者財政調整制度の創設
高額医療・高額介護合算制度の創設（初回の支給は 21. 8. 1 以降）

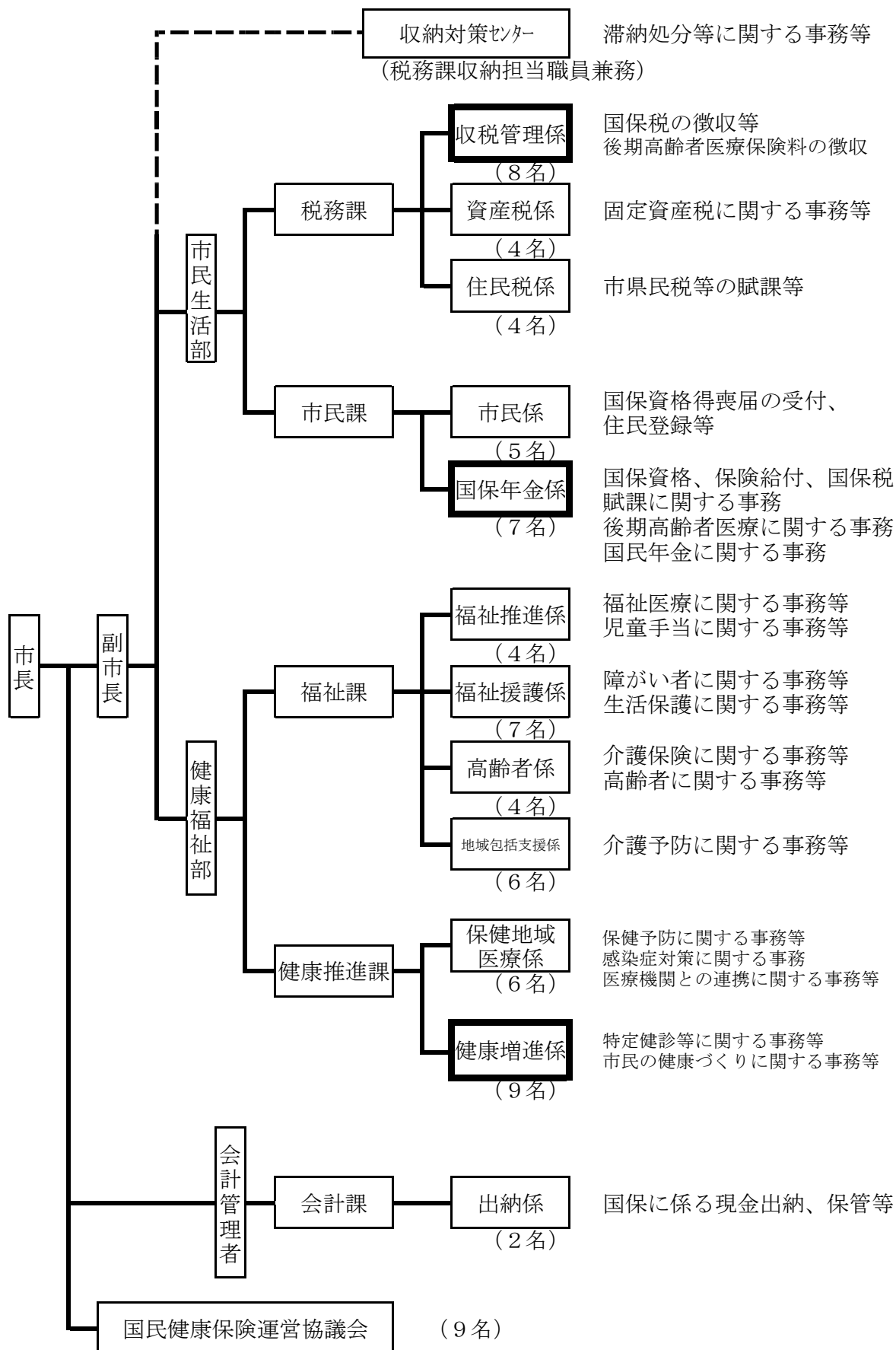
- 20. 10. 1 国保税の特別徴収（年金天引き）の導入
 - 21. 1. 1 出産育児一時金支給額の引き上げ（現行 350, 000 円⇒改正後 380, 000 円）
- 21. 10. 1 出産育児一時金支給額の引き上げ（現行 380, 000 円⇒改正後 420, 000 円）
出産育児一時金医療機関等直接支払制度の導入
- 22. 4. 1 国保税の 7・5・2 割軽減の実施
国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 470 千円⇒改正後 500 千円
国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 120 千円⇒改正後 130 千円
〔国保税（介護分）課税限度額 100 千円⇒改正なし〕
非自発的失業者の国保税を、前年所得の 30/100 として算定
- 22. 7. 1 短期被保険者証の交付世帯に属する高校生世代以下の被保険者に対し、6 か月以上有効の短期被保険者証を交付
- 23. 4. 1 国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 500 千円⇒改正後 510 千円
国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 130 千円⇒改正後 140 千円
国保税（介護分）課税限度額の引き上げ 現行 100 千円⇒改正後 120 千円
- 23. 10. 1 短期被保険者証の交付世帯に属する高校生世代以下の被保険者に対し、1 年間の短期被保険者証を交付
- 24. 4. 1 外来における高額療養費の現物給付化
定率国庫負担 32%、国財政調整交付金 9%（普通 7%、特別 2%）、県財政調整交付金 9%（普通 8%、特別 1%）
- 25. 4. 1 保険税の軽減判定所得の算定において、特定同一世帯所属者も含めて算定を行う措置について、期限を区切らず恒久化
特定世帯に係る世帯割半額の措置について、減額割合を現行の半分（1/4）として 3 年間の延長を実施
- 26. 4. 1 国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 140 千円⇒改正後 160 千円
国保税（介護分）課税限度額の引き上げ 現行 120 千円⇒改正後 140 千円
低所得者に対する保険税軽減対象世帯を拡大のため、5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得基準額を引き上げ、5 割軽減世帯の対象をこれまでの二人世帯以上に加え、単身世帯も対象とした。
70 歳以上の自己負担割合の変更 昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれ 1 割負担
昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれ 2 割負担
- 27. 1. 1 70 歳未満の被保険者の自己負担限度額が 3 所得区分から 5 区分へ

27. 4. 1 国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 510 千円⇒改正後 520 千円
国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 160 千円⇒改正後 170 千円
国保税（介護分）課税限度額の引き上げ 現行 140 千円⇒改正後 160 千円
低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得基準額の引き上げ
定率国庫負担 32%、国財政調整交付金 9%（普通 7%、特別 2%）、県財政調整交付金 9%（普通 6%、特別 3%）
28. 4. 1 国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 520 千円⇒改正後 540 千円
国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 170 千円⇒改正後 190 千円
低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得基準額の引き上げ
入院時食事療養費の標準負担額改定（1 食あたり 360 円）
29. 4. 1 税率改定（医療分・介護納付金分の改定）
（医療）所得割 6.5% 資産割 28.0% 均等割 17,500 円 平等割 19,500 円
（介護）所得割 2.1% 資産割 4.5% 均等割 9,000 円 平等割 9,000 円
低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得基準額の引き上げ
29. 8. 1 70 歳以上の被保険者の自己負担限度額一部引き上げ
29. 10. 1 65 歳以上の療養病床入院時の居住費改定（1 日あたり 370 円）
30. 4. 1 県が国民健康保険財政主体として保険者になる（国民健康保険法の一部改正）
長野県国民健康保険運営方針の策定
国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 540 千円⇒改正後 580 千円
低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得基準額の引き上げ
入院時食事療養費の標準負担額改定（1 食あたり 460 円）
30. 8. 1 高額療養費・高額介護合算療養費 70 歳以上の現役並所得者の自己負担限度額一部改正（1 所得区分から 3 区分へ）
31. 4. 1 税率改定（医療分・後期高齢者医療支援金分・介護納付金分の改定）
（医療）所得割 6.7% 資産割 22.4% 均等割 18,500 円
（後期）資産割 7.5%
（介護）所得割 2.3% 資産割 3.6%
国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 580 千円⇒改正後 610 千円
低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得基準額の引き上げ
- 令和
2. 4. 1 国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 610 千円⇒改正後 630 千円
国保税（介護分）課税限度額の引き上げ 現行 160 千円⇒改正後 170 千円
低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割軽減及び 2 割軽減の軽減判定所得基準額の引き上げ

- 3.4.1 税率改定（医療分・後期高齢者医療支援金分・介護納付金分の改定）
 （医療）資産割 16.8% 均等割 19,000 円
 （後期）資産割 5.6% 均等割 6,500 円 平等割 6,500 円
 （介護）資産割 2.7%
 低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 7 割・5 割・2 割軽減の軽減判定基準額の引き上げ 現行 330 千円⇒改正後 430 千円
- 4.1.1 産科医保障制度の見直し（掛金 16,000 円⇒12,000 円）と併せて出産育児一時金の金額の見直し
 現行 404 千円⇒改正後 408 千円
- 4.4.1 未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を 5 割減額する措置の導入
 国保税（医療分）課税限度額の引き上げ 現行 630 千円⇒改正後 650 千円
 国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 190 千円⇒改正後 200 千円
- 5.4.1 出産育児一時金支給額の引き上げ 現行 420,000 円⇒改正後 500,000 円
 税率改定（医療分・後期高齢者医療支援金分・介護納付金分の改定）
 （医療）資産割 11.2%
 （後期）所得割 2.5% 資産割 3.8% 均等割 7,300 円 平等割 7,000 円
 （介護）資産割 1.8% 平等割 8,200 円
 国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 200 千円⇒改正後 220 千円
 低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割・2 割軽減の軽減判定基準額の引き上げ
 5 割軽減 現行 $430 \text{ 千円} + (285 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
 ⇒改正後 $430 \text{ 千円} + (290 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
 2 割軽減 現行 $430 \text{ 千円} + (520 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
 ⇒改正後 $430 \text{ 千円} + (535 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
- 6.1.1 被保険者が出産した場合に出産日の属する月の前月から 4 か月分（多胎の場合は前 3 か月から 6 か月）の国民健康保険税の所得割額、均等割額を免除する産前産後保険税免除制度の導入
- 6.4.1 国保税（支援金分）課税限度額の引き上げ 現行 220 千円⇒改正後 240 千円
 低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる 5 割・2 割軽減の軽減判定基準額の引き上げ
 5 割軽減 現行 $430 \text{ 千円} + (290 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
 ⇒改正後 $430 \text{ 千円} + (295 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
 2 割軽減 現行 $430 \text{ 千円} + (535 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
 ⇒改正後 $430 \text{ 千円} + (545 \text{ 千円} \times \text{被保険者数}) + 100 \text{ 千円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

2 事務機構及び事務分掌（抜粋）

令和6年10月1日現在



※ () 内は正職員

但し、国保年金係、収税管理係、健康増進係は正職員及び会計年度任用職員数

3 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 1 項の規定により設置される市長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議、答申及び建議を行う。

この協議会は、東御市国民健康保険条例の規定により、次の委員で構成する。

- 1 被保険者を代表する委員 3人
- 2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- 3 公益を代表する委員 3人

委員の任期は東御市国民健康保険条例施行規則の規定により 3 年とし、会長及び副会長は公益を代表する委員の中から協議会において選出することとされている。

——令和 5 年度における開催状況——

| | |
|-----------------------|---|
| 第 1 回 10 月 30 日（月） | ・副会長の選任 ・令和 5 年度版 東御市の国保について ・令和 4 年度国民健康保険税徴収実績について ・令和 4 年度保健事業の状況について |
| 第 2 回 2 月 7 日（水） | ・令和 6 年度国保税の税率改定について（諮問・答申） ・第 2 期データヘルス計画のまとめ及び第 3 期データヘルス計画の策定について |

※長野県国民健康保険運営協議会委員等研修会参加
研修会 令和 5 年 11 月 2 日（木）：長野市

<参考>

○東御市国民健康保険条例（抄）

第 2 条 東御市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
 - (3) 公益を代表する委員 3人
- 2 前項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○東御市国民健康保険条例施行規則（抄）

第 2 条 条例第 2 条に定める委員（以下「委員」という。）は、同条各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 3 条 東御市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長各 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員において選挙する。

（会長及び副会長の職務）

第 4 条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

